

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 田村 電話 222-3952)

件 名	電話交換機保守管理委託（生活環境美化センター分室）															
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日															
契 約 条 件	<p>1 設置場所 生活環境美化センター分室（京都市南区西九条森本町37番地）</p> <p>2 保守管理対象電話交換機の形式等</p> <p>①主装置 Aspire（NEC 製）</p> <table><thead><tr><th></th><th>使用回線</th><th>実装回線</th></tr></thead><tbody><tr><td>局線</td><td>3</td><td>8</td></tr><tr><td>多機能内線</td><td>20</td><td>32</td></tr><tr><td>一般内線</td><td>14</td><td>16</td></tr><tr><td>ページング</td><td>2</td><td>4</td></tr></tbody></table> <p>②内線電話機</p> <p>多機能電話機</p> <p>16 釦多機能電話（DTR-16K-1D） 17 台</p> <p>32 釦多機能電話（DTR-32K-1D） 2 台</p> <p>一般電話機</p> <p>Dtem25D 電話機（T-3600） 14 台</p> <p>3 点検内容</p> <p>① 生活環境美化センター分室に設置されている構内電話の機能を正常に保つため、6ヶ月に1回以上定期的に技術員を派遣し、機器整備点検等を行うこと。</p> <p>② 機器の機能が常に正常に発揮される状態を保つために必要と判断する場合は、ただちに部品の交換・修理を行い故障の予防手段を講じること。</p> <p>③ 当該施設使用者の故意・過失によらない部分の交換・修理に要する費用は受託者が負担すること。</p> <p>4 実施報告 受託者は、実施後速やかに実施報告を受託者に提出すること。</p> <p>5 その他 上記台数には、予備機を含んでいるため、実際の事務所に配備している台数とは異なる。 その他詳細については、別途協議の上、その都度定める。</p>		使用回線	実装回線	局線	3	8	多機能内線	20	32	一般内線	14	16	ページング	2	4
	使用回線	実装回線														
局線	3	8														
多機能内線	20	32														
一般内線	14	16														
ページング	2	4														